

(案)

第7報

新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年4月3日

桜井市新型コロナウイルス対策本部

対策本部では、下記の通り対策方針を一部改定いたしましたのでお知らせします。

記

○感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え

【施設名】 市立小学校、中学校、幼稚園、学童保育、市立保育所、その他公共施設

発生状況	①施設内で感染症患者が発生した場合	②複数のクラスター感染や市中感染となった場合	③市内で単体の感染症患者が発生した場合
休業の方法	感染症患者が発生した当該施設の全部又は一部を臨時休業とする	上記施設について対策本部で臨時休業を検討する	休業しない

以上